

副本

次回期日 11月11日

令和4年(ワ)第449号

航空法73条の4第5項,運送約款第14条第1項に基づく降機等命令取消等請求事件

原告 谷 本 誠 一

被告 釧路方面釧路警察署 外1名

疎丙第1号証から疎丙第3号証

令和4年10月28日

広島地方裁判所民事第3部合3ア係 御中

原本より正写した。

被告釧路方面釧路警察署訴訟代理人

弁護士 齋 藤 隆 広



証 号 第 1 丙 陳

國家賠償訴訟の理論と實際

法務省訟務局内

國賠訴訟実務研究会編

三協法規





菊井維大・村松俊夫=原著

# コンメンタール 民事訴訟法I

**第8版**

民事訴訟法概説

第1編／総則／第1章～第3章

第1条～第60条

秋山幹男  
伊藤 真  
垣内秀介  
加藤新太郎  
高田裕成  
福田剛久  
山本和彦 [著]



日本評論社

および関連する手続においては、当事者能力が肯定される。この場合において、破産であった場合には、当初より当事者能力のなかつた者の訴訟行為として、従前の訴訟行為はその効力を失うと解すべきである。すでにされた証拠保全の証拠調べの結果は失効し、仮にその間に本訴が提起されていれば、その訴えは却下を免れない。また、仮差押命令や仮処分命令の申立ても、当事者能力のない者からされたものとして却下を免れず、その間になされた仮差押命令・仮処分命令等の裁判も効力を失うものというべきである。このように、胎児は、死産であるべきであろう。なお、当事者能力を有する胎児も、訴訟能力を有しないので、出生した後に法定代理人となるべき者が法定代理人として訴訟行為をすることになる(未成年者の法定代理人については、31条〔3〕(2)参照)。

天皇も当事者能力を有する(ただし、最判平成元・11・20民集43巻10号1160頁、判時1338号104頁、判タ719号124頁は、民事裁判権が及ばないとする)。

(3) 法人も同様に、権利能力が認められる範囲で、当事者能力を有する。民法34条の「目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」とする規制が、法人の権利能力の制限に関する規定であるか実体法上議論があり、また、この規定に対応する平成18年改正前の民法43条が商會社にも適用されるか議論があった。判例は、これらを肯定するとともに、「目的の範囲内」であるためには、広く当該行為が法人の目的を遂行するうえで直接または間接に必要な行為であればよい、また必要かどうかは、当該行為が、目的遂行上、現実に必要なものであるかどうかではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に必要であるか否かとの基準に従って判断されるべきとしているが(会社について最判昭和27・2・15民集6巻2号77頁、最大判昭和45・6・24民集24巻6号625頁、判時596号3頁、判タ249号116頁。学説については、山野目章夫編『新注釈民法(1)』731頁〔後藤元伸〕〔有斐閣、2018年〕、四宮和夫=能見善久『民法総則〔第9版〕』117頁〔弘文堂、2018年〕などを参照、旧商法の下での議論については、さしあたり、新版注釈会社法(1)98頁以下〔竹内昭夫〕〔有斐閣、1985年〕を参照)、訴訟では、目的の範囲外の行為についても責任がないことを判断する必要があるから、実体法上の権利能力を有する法人については、その意味での当事者能力を肯定すべきである。

法人の当事者能力は、設立の登記(一般法人22条・163条、会社49条・579条)等によって発生し、解散によって消滅する。もっとも、解散になっても、清

算の目的の範囲内で存続するものとみなされるから(一般法人207条、会社476条・645条、破産の場合について、破35条)、その範囲で当事者能力を保有する。

清算が終了すれば当事者能力を失うが(大判昭和8・12・13法学3巻563頁)、清算終了の登記がされても、現実において清算が終了していない場合には、なお清算法人は、当事者能力を有する。訴訟が保属している間に清算の終了の登記があっても、現に訴訟が保属している債権について清算が終了していないから、当事者能力を失うことはない(最判昭和44・1・30判時548号69頁、判タ232号105頁、東京高判昭和29・12・15下民集5巻12号2037頁、東京高判昭和56・11・25判時1029号76頁、判タ459号132頁、東京高判昭和57・12・23判時1067号131頁、判タ491号140頁。なお、東京高判昭和58・4・7判時1080号67頁、判タ501号146頁)。同様に、普通水利組合は、灌漑排水事業を廃止しても、附随事業の工業用等の供水事業をしているときには、その組合は、社団としての実体を有し当事者能力がある(東京地判昭和35・11・22下民集11巻11号2536頁)、事業目的を廃止したときでも、なお、当事者能力がある(東京高判昭和42・7・25判月13巻9号1054頁)。

会社が提起した訴訟において被告が会社の設立が無効であるから会社には当事者能力がないと主張しても、会社設立無効の訴えが提起され設立無効の判決が確定するまでは法人格を有し、したがって当事者能力を有する(大阪地判昭和27・10・2下民集3巻10号1366頁)。一般法人法264条1項1号、会社法828条1項1号の設立無効の訴えの提起のあつた場合も同様である。

法人の機関には当事者能力はない。同様に、宗教法人の宗議會、座主(大阪高判昭和36・6・7下民集12巻6号1310頁)、法人の組織の構成部分(最判昭和60・7・19民集39巻5号1266頁、判時1174号146頁、判タ578号63頁〔社会福社法人の一部を構成する施設である病院について当事者能力を否定した事例〕にも当事者能力はない)。

国・地方公共団体も私法上の権利義務の主体となり、また国家賠償責任の主体となるのであり、民事訴訟法上当事者能力を有する。行政庁は行政訴訟では当事者能力を有しうるが(行訴11条2項、特許179条、実新47条、意匠59条、商標63条、海難審判45条。なお、処分または裁決をした行政庁が国または公共団体に属するときは、処分・裁決をした行政庁の所属する国または公共団体が被告となる(行訴11条1項))、通常の民事訴訟では当事者能力を有しない。したがって、

農林省(東京高判昭和27・6・3要旨集民訴(1)441頁)、地方公共団体の議会(最判昭和29・2・26民集8巻2号607頁)、農業委員会(東京高判昭和36・3・28東高民時報12巻3号48頁)、公安委員会(千葉地判昭和45・7・14下民集21巻7=8号1050頁)、内閣総理大臣(岡山地判平成2・12・4判時1424号47頁)、東京都知事(東京地判昭和31・8・6新聞18号12頁)、市長(東京高判昭和31・3・31下民集7巻3号820頁)、国税局長(大阪高判昭和32・10・26訟月4巻1号45頁)、海上保安庁長官(東京地判昭和40・5・26判時417号35頁)、県警察本部長(神戸地判昭和31・5・8下民集7巻5号1151頁)などは当事者能力を有しない。

(4) 外国人の当事者能力については、33条〔4〕を参照されたい。

(5) 当事者能力は、訴訟要件である。裁判所は、相手方の申立てを待たず、職権で調査しなければならず(大判昭和13・11・7評論18巻民訴205頁)、その判断に必要な事実については職権で探知することができる(なお、規則14条参照)。その結果、当事者が当事者能力を有しないことが明らかになれば、裁判所は、訴えを不合法として却下すべきである。その存在についての証明責任は、議論があるが、本条判決を求める当事者にある。

訴訟要件としての当事者能力の存在の基準時は、訴訟要件一般と同様に、事実上の口頭弁論終結時である(最判昭和42・6・30判時493号36頁)。訴訟が係属したときに、当事者能力が欠けていても、後に備えるに至れば本条判決がされる。もともと、当事者能力は、個々の訴訟行為の要件でもあり、当事者能力が欠けているときにした訴訟行為は無効であるが、補正および追認(34条参照)の対象となると解すべきであろう(中野・論点I90頁)。他方、訴訟係属中に当事者能力を失えば、その者に対する訴えは不合法となる。ただし、当事者変更制度により従来の訴訟進行が新たに当事者となるべき者との間で活かされることか予定されており、例えば、訴訟の係属中に当事者が死亡し、または会社が合併したときは、その者は当事者能力を喪失するが、相続人または合併により設立され、もしくは合併により存続する会社に当事者の地位が承継される。その際、訴訟代理人がある場合を除き(124条2項)、相続人等が受継するまで、訴訟手続は中断することになる(同条1項)。

当事者能力がないことを看過して本条判決をすれば、上訴を提起して取消しを求めうるが、再審事由とされていないので、確定後は再審で争う余地はないとするのが通説である(兼子・体系112頁、三月月・全集182頁、本書旧版I262頁)

と)。この見解によれば、その事件に関してのみ、当事者能力があるとして取り扱われることになる。これに対して、およそ紛争の当事者たりえない者に効力を生じさせることは無意味であるとして無効な判決と解する見解も有力である(新堂151頁、条解2版159頁〔新堂幸司=高橋宏志=高田裕成〕、伊藤131頁。なお、この見解は、外観上存在する判決に対して上訴および再審を提起することによる救済も認めている)。

### 〔3〕 訴訟能力

(1) 訴訟能力とは、自ら、または自ら選任した代理人によって有効に訴訟行為をし、または裁判所あるいは相手方の訴訟行為を有効に受ける能力をいう。民法でも当事者能力を有するから当事者となりうるが、これらの者に適切に訴訟行為をし、または受けることを期待することはできない。そこで、訴訟能力制度を設け、これらの者の保護を図ることとしたのである。すなわち、訴訟能力を欠く者(訴訟無能力者)は、自ら訴訟行為をすることができず、その法定代理人が訴訟無能力者に代わって訴訟進行する。その際、原則として、法律行為により義務づけられる能力である民法上の行為能力を有する者をもって訴訟能力者とするのが本条の趣旨であるが、訴訟行為の特性に鑑みて31条以下に特別がある。

訴訟能力とは、訴訟行為をしましまたは裁判所あるいは相手方の訴訟行為を受ける能力であり、当事者のみならず補助参加人(42条)として訴訟行為をするには訴訟能力を有していなければならない。訴訟能力を欠く者のした訴訟行為、訴訟行為を欠く者に対する裁判所および相手方の訴訟行為は無効である(31条)。ここにいう訴訟行為には、訴訟代理権の授与、管轄の合意(11条)など訴訟外あるいは訴訟前の行為も含まれる。

他方で、訴訟においても、簡易裁判所では裁判所の許可を受ければ、訴訟能力を有しない者も訴訟代理人(54条1項但書)になれるし(大判昭和7・9・17民集11巻1979頁)、補佐人(60条)についても同様に解してよい。また証人または当事者尋問における当事者本人(201条2項・210条)、または送達書類の交付を受ける者(106条1項)などは、それぞれの規定の規律の趣旨に照らして合目的的に能力を判断すべきで、必ずしも訴訟能力を有する必要はない。

なお、自己に帰属する特定の財産の管理処分権を失っても、訴訟能力を失うことはない。当事者適格を失うことがあるにとどまる。

【判例ID】 29063901

【裁判年月日等】 令和3年3月12日／東京地方裁判所／民事第31部／判決／令和2年(7)11803号

【事件名】 八王子警察署、八王子郵便局の不法行為に対する損害賠償請求事件

【裁判結果】 却下

【裁判官】 島根里織

【出典】 D1-Law.com判例体系

【重要度】 -

■29063901

東京地方裁判所

令和2年(7)第11803号

令和03年03月12日

判決

東京都(以下略)

原告 X

東京都(以下略)

被告 Y1警察署

東京都(以下略)

被告 Y2郵便局

主文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨及び原因

本件訴えの請求の趣旨及び原因は、別紙訴状写し記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

1 原告は被告らに対して国家賠償ないし損害賠償を求めるところ、被告を「Y1警察署」及び「Y2郵便局」として本件訴訟を提起した。

しかし、「Y1警察署」は、東京都知事が所轄する東京都公安委員会の管理下にある下部組織にすぎず、権利義務の帰属主体とはならない。したがって、被告Y1警察署は、民事訴訟上の当事者能力を有しない。また、「Y2郵便局」は、A株式会社の東京支社の直営局であり、権利義務の帰属主体ではない。したがって、被告Y2郵便局は、民事訴訟上の当事者能力を有しない。

当裁判所は、令和2年8月14日付け事務連絡により、被告に対し、「被告Y1警察署」とあるのを「被告東京都 代表者知事B」と、「被告Y2郵便局」とあるのを「被告A株式会社 代表者代表取締役C」と訂正するように求めたが、被告は、同月29日付け



回答書により、訂正するつもりがない旨回答し、更に上記回答書の受領後、当裁判所の担当書記官から原告に対して複数回架電したものの、原告はこれに応答しなかった（記録上明らか事実）。

2 以上によれば、原告の本件訴えは、民事訴訟上の当事者能力を有しない者に対して提起された訴えであるから不適法であり、かつ、その不備を補正することができないから、これを却下することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第31部

裁判官 島根里織

別紙（省略）